

東北地方太平洋沖地震被災者等支援について

総合支援窓口

担当課	対象者	支援項目	具体的内容	備考
総務課		避難者支援	避難者に関する相談、連絡調整	
		情報交換	県との情報交換(救援物資等)	

被災避難者に対する支援

担当課	対象者	支援項目	具体的内容	備考	
建設課	住宅建築係	住宅支援	定住促進住宅 50戸、市営住宅 3戸 入居期間:原則6ヶ月(最大1年) 家賃:無償		
市民健康課	戸籍年金係	被災者で転出証明書を提出できない方	住民基本台帳事務	住所・氏名等必要事項を届出。戸籍及び住基ネットにより本人確認を行う。 被災地域にあって業務遂行不可の市町村及び本人確認書類を所持していない住民に限る。	
		上記以外の被災者		郵送にて転出証明書を取ってもらう。 各々の状況により個別判断とするが、14日以内の手続を猶予して取り扱う。	
		住宅、家財、その他の財産について概ね2分の1以上の損害を受けた方	国民年金保険料免除	免除申請書に被災状況届(国民年金保険料免除申請用)を添付。 本人が提出できない場合、委任状が必要 本人以外にも配偶者、世帯主の前年所得確認あり 住民登録のない方の免除申請の受付は不可	免除申請の手続 平成23年7月末日まで 平成23年2月分から平成23年6月分まで 平成23年7月分以降は改めて免除申請が必要
		被害農林漁業者の認定を受けた方		被害農林漁業者の認定を受けた方からの免除申請は、市町村長が発行する被害認定書の写しが必要(被災状況届不要)	
			戸籍事務	通常どおり 被災地の業務遂行不可の市町村に本籍がある方の届出は受領のみ	
	外国人登録事務	居住地変更登録申請、記載事項証明書交付は通常どおり。 本人が登録証明書を滅失等し提示できない場合に記載事項証明書の即日交付ができないことがある。居住地変更申請の場合に、登録証明書の交付に日数を要する。			

市民健康課	戸籍年金係			本人確認できる公的確認書類を所持していない住民について、戸籍(豊前市本籍のみ)及び住基ネットにより本人申出の漢字氏名、生年月日、性別、住所等確認可能	
	医療保険係	住民記録転入なし(全員)及び住民記録転入あり(国保以外の被保険者)(被保険者証あり)	国民健康保険一部負担金の猶予 後期高齢者医療保険一部負担金及び保険料の減免	申請が必要 国保一部負担金猶予 医療機関又は保険者へ申立てにより負担額0割 後期高齢者一部負担金及び保険料減免 医療保険及び保険者へ申立てにより免除	当面、5月分までの診療分、調剤分及び訪問看護分について5月末日まで 生計維持者が行方不明の場合 行方が明らかになるまで 原発避難指示、屋内退避の場合 当該指示が解除されるまで
		住民記録転入なし(全員)及び住民記録転入あり(国保以外の被保険者)(被保険者証なし)		被保険者証を提示せずに受診する方法の説明を行う。(医療機関等窓口にて氏名、生年月日、住所(国保、後期高齢者の場合)、事業所(被用者保険)を申し立てる。) ・以下については申請が必要 国保一部負担金猶予 医療機関又は保険者へ申立てにより負担額0割 後期高齢者一部負担金及び保険料減免 医療保険及び保険者へ申立てにより免除	当面、5月分までの診療分、調剤分及び訪問看護分について5月末日まで 生計維持者が行方不明の場合 行方が明らかになるまで 原発避難指示、屋内退避の場合 当該指示が解除されるまで
		住民記録転入あり(国保加入者)		申請が必要 国保一部負担金猶予 豊前市へ申立てにより負担額0割 後期高齢者一部負担金及び保険料減免 豊前市へ申立てにより免除	当面、5月分までの診療分、調剤分及び訪問看護分について5月末日まで 生計維持者が行方不明の場合 行方が明らかになるまで 原発避難指示、屋内退避の場合 当該指示が解除されるまで
	健康係	災害救助法の適用を受けた地域住民で前居住地の自治体機能が復旧していない地域の方のみ	がん検診	受入れ可能 平成23年度自己負担免除	

市民健康課	健康係	災害救助法の適用を受けた地域 住民で前居住地の自治体機能が 復旧していない地域の方のみ	定期予防接種	受入れ可能 接種費用市負担 予防接種法の接種期間中に予防接種を受け られなかった者 厚生労働省の定める特例措 置に基づき接種を行う。費用は市負担。 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎 球菌ワクチン 定期予防接種と同様の取扱 幼児・学童のインフルエンザ予防接種 市民 と同様の取扱(2回接種上限3,000円の助成) 転入しない場合は、その他の任意予防接種 についての支援はしない。	
			乳幼児健診、赤ちゃ ん訪問、その他健康 相談・教室等	受入れ可能 料金徴収なし	
			妊婦健康診査補助 券	妊婦の申出に基づき補助券を交付し、補助券 の請求を市が負担する。	
			母子健康手帳の交 付	被災により母子健康手帳を紛失した場合、豊 前市で再発行を行う。料金徴収なし。	
税務課			国税に関する相談	納税地を所轄する税務署の管轄外に避難し ている方の相談	行橋税務署対応
			還付金の支払い	還付金の支払時期等の確認	
			納税証明書の交付	納税証明書の交付申請書の受付 多少日数 がかかる場合あり	
			青森県、岩手県、宮城県、福島 県、茨城県の納税者	申告・納付等期限の 延長	
	上記以外で交通途絶等により申 告・納付が困難な方	申告・納付等期限の 延長	期限延長が認められるため、最寄の税務署 へ相談を。		
	市民税係		国民健康保険税の 減免	申請があった日から最大1年間全額免除(月 割)	
生活環境課	生活環境係		火葬の受入れ	1日2体から3体 使用料金の免除	
上下水道課	上水道業務係	被災者で市内の住宅に入居される 方	水道料金の免除	入居期間中の水道料金の全額免除(住宅家 賃の無償期間中:最大1年間)	
	下水道業務係		下水道使用料の免 除	入居期間中の下水道使用料の全額免除(住 宅家賃の無償期間中:最大1年間)	
総務課	交通防災係		市バス無料定期券 の発行	市内に入居が認められた場合、被災者すべ てを対象に3ヶ月ごと(最長1年間)に無料で 定期券を発行する。 購入申込みと同時に減免申請書の提出	

福祉課	高齢者介護対策係 障害者福祉係			1. 必要なサービス把握 2. 入所措置対象者 受入先の確保、調整 入所措置対象外 必要なサービスの提供の確保、調整(住宅以外の避難場所にいる方についても同様の配慮を行う。) 避難先が社会福祉施設の場合 職員配置、簡易トイレ等の設置、消耗品、食料品付与等経費について災害救助法に基づき支弁する。 介護保険料、介護サービス利用料、障害者サービス利用料、措置入所 災害時の減免規定あり(最大1年間)	当面、5月分までの介護サービス分について、5月末日まで支払を猶予
	子育て支援係			1. 必要なサービス把握 2. 入所措置対象者 受入先の確保、調整 入所措置対象外 必要なサービスの提供の確保、調整(住宅以外の避難場所にいる方についても同様の配慮を行う。) 保育園入所に係る費用徴収 災害時の減免規定あり(最大1年間)	
	保護係			生活困窮者に対する相談受付 生活保護、住宅手当、貸付等状況に応じた対応	
教育課	教育総務係		就学援助	小中学校に通う児童生徒がいる場合は、就学援助規則により援助対象者として認定、援助を行う。 吉富中学校も同様	
	学校教育係		転校手続	住民票の異動をしない場合でも通常の転入手続と同様に受入れ、通学が可能 教科書 即時手配可能 制服、体操服 学校に保管しているもののほか、PTA・卒業者へ譲渡協力依頼	

被災地に対する支援

担当課		対象者	支援項目	支援内容	備考
総務課	総務係		義援金の取りまとめ	平成23年3月31日現在 5,931,284円 市予算から300万円(岩手、宮城、福島3県に対して100万円ずつ)	
上下水道課	上水道業務係			給水タンク(約2)1台、簡易給水袋(6)50個	要請があれば配達可能